



電話処方の終了について

令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例措置により、定期受診されている患者のうち、医師が電話での診察が可能と判断した患者に電話での再診による処方箋発行を行っていましたが、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、この特例措置を終了するとの通知がありました。

○厚生労働省からの通知文書（電話処方に関する部分を抜粋）

事 務 連 絡

令和5年3月31日

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

⋮

2. 電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例

（1）電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例の期限について

電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例については、以下の（2）及び（3）のとおりであり、当該特例については、令和5年7月31日をもって終了する。

つきましては、当院においても、電話再診による診療及び処方箋発行が令和5年7月31日をもって終了いたします。8月1日以降の処方箋発行には、従来通り対面診察が必要となりますのでご注意ください。

